



国民年金からの お知らせ



**納めた国民年金保険料は
全額が社会保険料控除の対象です！**

◆ 控除の対象

国民年金保険料は所得税法
及び地方税法上、健康保険や
厚生年金などの社会保険料を
納めたと同様に、社会保険料を
控除としてその年の課税所得
から控除され、税額が軽減さ
れます。

税法上とても有利な国民年
金は、老後はもちろん不慮の
事故など万一のときにも心強
い味方となる制度です。保険
料は納め忘れのないようキチ
ンと納めましょう。

日本年金機構 国民年金保険料控除証明書 専用ダイヤル

☎0570-058-555(ナビダイヤル)

※自動音声で案内します。

音声案内に従って「3」を押してください。

050 から始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6700-1144

- 受付期間 平成28年3月15日(火)まで
- 受付時間 月～金曜日 午前9時～午後7時
第2土曜日 午前9時～午後5時
※祝日、年末年始はご利用
いただけません。

◆ 証明書(領収証書)の 添付が必要です

平成27年中に納付した国民
年金保険料について、社会保
険料控除を受けるためには、
年末調整や確定申告を行うと
きに、領収証書など保険料を
支払ったことを証明する書類
の添付が必要となります。
このため、平成27年1月か
ら9月に国民年金保険料を納

付されたかたには、今月に日
本年金機構から「社会保険料
(国民年金保険料)控除証明
書」が送られますので、申告
書の提出の際には必ずこの証
明書または領収証書を添付し
てください。

■ お問合せ

- ・下館年金事務所 ☎0296(25)0829
- ・保険年金課 岩井仮設庁舎
内線1734